

補償コンサルタント登録規程の一部改正について

平成19年4月20日
国土交通省総合政策局
国土環境・調整課公共用地室

I 背景

補償コンサルタントとは、公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務（以下「補償業務」という。）の受託又は請負を行う者をいいます。

国土交通省では、補償コンサルタントを登録し業務実績等の閲覧を可能とするための任意の登録制度として補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号。以下「規程」という。）を設けております。

当該制度の開始から二十数年が経過した現在では、補償コンサルタント業界が成熟していると共に、用地補償業務のアウトソーシング化も進んでおり、登録制度に関するよりきめ細やかな指導等の対応が必要となっております。

現行の規程においては、登録を受けた者が業務に関し不誠実な行為をしたときは登録の消除措置をする規定しか設けられていないため、情状を考慮しても登録の消除以外の措置をすることができません。

このため、事案に応じ柔軟な対応を行えるよう、登録の消除よりも軽微な措置として、1年以内の期間を定めて登録を停止する措置を可能とする改正を検討しています。

また、規程においては、補償コンサルタントの登録及びその更新時並びに毎事業年度経過後に提出すべき貸借対照表、損益計算書等の様式が規定されており、商法（明治32年法律第48号）、商法施行規則（平成14年法務省令第22号）等に準拠して定められています。

先般、会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）が施行され、会社に係る各種の制度の在り方について、体系的かつ抜本的な見直しが実施されるとともに、各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成する等の整備が行われたことを受けて、規程についても、関連する項目名称の技術的修正等その他所要の改正を検討しています。

なお、補償コンサルタント登録申請時等における関係書類の提出をフレキシブルデスクによっても可能としていたところ、オンライン申請の環境整備の進捗等を踏まえ、今般、本手続きを廃止することを検討しています。

II 改正の概要

登録停止措置の創設並びに補償コンサルタントとしての登録及び毎事業年度終了後に提出すべき計算書類の内容等について、以下のとおり改正を行う予定です。

1. 登録停止措置の創設等

（1）登録停止等

- ・業務において不正、不誠実な行為をした者に対し、1年以内の期間を定め登録停止することができることとする。
- ・登録簿に、登録停止中である旨を表示することとする。
- ・登録停止中の者は、登録されていることを外部に表示してはならないこととする。
- ・当該規定の違反者にはさらに厳しい措置として登録を消除することとする。

（2）登録の要件に企業の誠実性を追加

- ・「補償業務の受託又は請負に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者

でないこと」を登録の要件に追加する。

(3) 不誠実な行為により消除する場合等の手続きの整備

- ・登録の消除又は停止措置をする場合は、原則として弁明の機会を付与することとする。

2. 会社法関係等

(1) 財務に関する添付書類の見直し

- ・利益処分（損失処理）を削除し、株主資本変動計算書及び注記表を様式に追加することとする。

(2) 貸借対照表の見直し

- ・従来の「資本の部」を「純資産の部」に変更し、「純資産の部」を株主資本（資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己資本、自己株式申込証拠金）、評価・換算差額等、新株予約権に区分することとする。

(3) 損益計算書の見直し

- ・「経常損益の部」、「特別損益の部」、「営業損益」、「営業外損益」の項目名称を削除することとする。
- ・未処分利益計算区分を廃止し、末尾を当期純利益（当期純損失）とすることとする。

(4) その他

①税効果会計の適用

- ・税効果会計の適用に対応のため「繰延税金資産」「繰延税金負債」等を項目に追加することとする。

②用語の整理

- ・会社法等の施行により用語の整理が行われたこと及び一般的な会計慣行に合わせ、以下のような用語を整理することとする。
「その他○○○」（例えば、「その他流動資産」）→「その他」、
「子会社」→「関係会社」、「建設利息」→削除、「研究費」→削除 等
- ・補償業務の定義の語句を以下のとおり明瞭にすることとする。
「公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償に関連する業務」

3. フレキシブルディスク（FD）による申請等の廃止

行政手続オンライン化法の施行等に伴い、オンライン申請の環境が整ったこと、フロッピーディスクによる申請が実際の運用においても有用性が低いこと、フロッピーディスクによる申請のためのシステム整備に費用を要することことから、補償コンサルタントの登録に係るフロッピーディスクによる申請を廃止することを検討しています。

Ⅲ 今後のスケジュール（予定）

公布：平成19年6月

施行：公 布 の 日